

審査基準（公表用）

様式第3号

所管課 建築住宅課

法令名	建築基準法	法令の番号	昭和25年法律第201号
許認可等の種類	建築協定の認可	根拠条項	法第70条第1項
審査基準	<p>○建設省通達に準ずる。</p> <p>・「建築基準法の一部を改正する法律等の施行について」（昭和52年10月28日住指発771号）</p>		
	受付機関 市町村	処理機関 建築住宅課	交付機関 建築住宅課